

大阪府獣医師会報の発行に関する規程  
大阪府獣医師会報投稿手引き(H29.9.8)

(目的)

第1条 この手引きは、大阪府獣医師会報（以下「会報」という。）の原稿の投稿方法及び編集の区分等に関する事項を定める。

(編集の区分)

第2条 会報の編集の区分は、原則として次のとおりとする。

- (1) 研究報告：獣医師及び動物医療（獣医学術並びに動物の福祉及び愛護等の関連分野を含む。）（以下「獣医療等」という。）に関する関係分野における研究報告
- (2) 調査報告：獣医療等に関する関係分野における調査報告
- (3) 文献紹介：獣医療等に関する関係分野における文献紹介
- (4) 解説・報告：獣医療等関係の制度及び事業並びに最新情報等の解説及び報告等
- (5) 学術・教育：獣医学術、教育に関する解説及び報告等
- (6) 行政・獣医事：行政機関等からの通知等の解説及び報告等
- (7) 資料：獣医療等関係の統計、海外動物衛生事情等の紹介
- (8) 意見：獣医療等及びその関係機関等に対する要望・意見等
- (9) 話題等：獣医療等に関する日常の経験・体験等に基づく話題・意見等
- (10) 編集後記

2 編集の区分は、前項によるほか、必要に応じ会報委員会（以下「委員会」という。）において追加等を行うことができる。

(投稿要領等)

第3条 投稿者の資格は原則として問わない。

2 投稿原稿は、原則として未刊行のものとする。

第4条 投稿の要領は、次のとおりとする。

- (1) 原稿は、A4判用紙1頁に400字（20字×20行）を原則とする。
- (2) 原稿の制限枚数は原則として次のとおりとする。
  - ア 前条第1項（1）から（7）は制限なし
  - イ 前条第1項（8）から（10）は6枚以内

(執筆要領)

第5条 投稿原稿の執筆要領は、次のとおりとする。

- (1) 原稿の記述はすべて和文とし、現代かなづかいを使用し、漢字は常用漢字の範囲とする。
- (2) 図・表及び写真は白黒でコントラストが明瞭のもので、原稿の最後にA4判用紙にまとめて付し、その挿入箇所を明確に指定のこと。

(原稿の取扱い)

第6条 原稿の採否、掲載順序等は、委員会で決定する。

第7条 本規程を逸脱する原稿、編集方針と相違する原稿等については内容の変更（加筆、削除、書き直し等）を求めるか、又は不採用とすることがある。

第8条 投稿原稿は、原則として返却しない。

（著作権及び引用・転載）

第9条 会報の著作権は、原則として公益社団法人大阪府獣医師会（以下「本会」という。）に帰属する。

2 これを利用しようとする者は、あらかじめその利用につき編集発行者の許可を得なければならない。

第10条 投稿原稿について、他著者の論文等を引用・転載する場合は、著作権保護のため、著者及び出版社の許諾を受けるとともに、原稿に出典を明記すること。

ただし、引用文獻とした場合は、この限りでない。

（原稿送付先）

第11条 投稿原稿の送付先は、本会事務局（以下「事務局」という。）とする。

第12条 委員会が依頼して会報に掲載する原稿についても第4条から第11条に準じ処理する。

（雑則）

第13条 投稿原稿に関する照会先は、事務局とする。

第14条 この規程に定めのない事項は、委員会で協議し処理する。

（改廃）

第15条 この規程の改廃は、委員会の決議による。

## 附 則

1 この規程は、平成29年9月8日から施行する。

2 社団法人大阪府獣医師会会報の投稿に関する内規（平成3年6月17日制定）は、廃止する。

### 【原稿の送付先及び投稿に関する照会先】

公益社団法人大阪府獣医師会事務局

〒541-0046 大阪府中央区平野町1-8-8 平野町安井ビル3階

TEL 06-4708-6802 FAX 06-4708-6812

E-mail : info@osakafuju.or.jp